

平成20年2月20日

再発防止対策について

1. 営業部門においては、規格どおりに製造できない製品受注を禁止することを徹底し、かつ定期的にチェックできる体制を整備します。
2. 工場品質管理担当部門に、仕様書遵守の再徹底を行います。
3. 工場で古紙配合率の管理を義務づけ、確認する体制を整備します。
4. コンプライアンス遵守の重要性、古紙配合率の乖離は法令違反に繋がるおそれのあること、お客様本位の製品製造の重要性等を、製品製造・出荷に関わる全社員に対し、再度教育・啓蒙活動を行います。

なお、上記の再発防止対策に関して、以下の方法で管理方法の改善を図ります。

ユーザーから要望を受けた際に営業本部が発行する「製造検討依頼書」および本生産時に発行する「品質指示書」への古紙配合率記載のルール化を行ないます。

工場においては、月次生産計画時毎に古紙パルプとフレッシュパルプの必要総量チェックを標準化し、古紙パルプ不足の場合は、本社営業本部および企画管理部へ報告する事をルール化します。

各工場では製造現場に加え、品質管理部門においても、各製品の古紙配合率を管理する相互チェックシステムを構築します。また、江別工場と東海工場に品質保証室を設置します。

また、現在、日本製紙連合会の古紙配合率問題検討委員会において検討されている再発防止に向けた検討事項(再生紙の定義、表示のあり方、古紙配合率担保制度など)の結論が得られた段階で、当該結論に沿い、上記の再発防止対策をさらに強化してまいります。

以上